

2025年6月27日

むさしのSDGs私募債「みらいのちから」における  
「埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援口」新設について  
～県内の起業やイノベーションを応援します～

武蔵野銀行（頭取 長堀 和正）は、2025年6月30日（月）、むさしのSDGs私募債「みらいのちから」の寄付対象として「埼玉県渋沢MIXイノベーション創出口」を新設いたしますので、お知らせします。

当行では、2018年より、本業を通じた地域経済・社会への貢献を目指し、寄付型私募債として「みらいのちから」の取扱いを行っております。

この「みらいのちから」では、発行企業の皆さまから受け取る手数料の一部（発行金額の0.2%）を指定いただいた公的基金等に寄付しており、これまでの発行金額は約490億円、累計寄付額は9,800万円に至っております。

このようななか、埼玉県ではイノベーション創出拠点「渋沢MIX」開設を7月25日に控え、イベントや交流会など県内における起業やイノベーション促進に取り組んでおります。

当行では、こうした取組みの主旨に賛同し、本店2階の多目的スペース「M's SQUARE」をイベント会場として提供するなどサポートを展開してまいりましたが、今般の「埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援口」の新設により、起業・イノベーション支援の輪を拡げ、県内産業の持続的発展や経済活性化への一層の貢献を目指してまいります。なお、私募債を通じた「渋沢MIX」への支援は県内で初めての取組みとなります。

《概要》

名 称	むさしのSDGs私募債「みらいのちから」 「埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援口」
発 行 額	3,000万円以上5億円以内
対 象	当行の私募債適債基準を満たす企業
寄 付 額	発行金額の0.2%相当額
寄 付 先	埼玉県（「渋沢MIX」運営委託企業）
寄 付 金 の 使 途	県内における起業・イノベーションの伴走支援に資する事業 （各種セミナー開催、専門家派遣費用など）
寄 付 者	当行（発行企業の寄付金控除対象等には該当しません）

以上

報道機関からのお問い合わせ先  
法人コンサルティング部 法人企画グループ 村田 光央  
TEL (048) 641 - 6111 (代)

# むさしのSDGs

## 私募債『みらいのちから』

### 『みらいのちから』とは

地域の持続的な発展に寄与する活動を支援するため、当行が私募債発行企業さま(貴社)から頂く引受手数料の一部を、ご指定の学校・基金・協会・法人・団体等へ寄付・寄贈いたします。

#### 寄付・寄贈先

##### 教育機関口



- 学校教育法上の学校

##### 地域振興口



- 埼玉県文化振興基金
- 埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金

##### スポーツ振興口



- 公益財団法人埼玉県スポーツ協会
- スポーツ少年団等
- スポーツチーム等の団体

##### 埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援口



NEW

- 埼玉県(渋沢MIX運営委託企業)

##### 社会福祉口



- SDGsの目標達成に取り組んでいる法人格を有する団体

##### 平和たすけあい口



- こども食堂・未来応援基金
- 埼玉県NPO基金(人権・平和)

##### 環境資源口



- さいたま緑のトラスト基金
- 緑の募金
- 埼玉県農林公社
- 特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉

### 発行のメリット

#### 対外的イメージアップ効果

私募債は、厳しい基準をクリアした企業のみが発行できる社債です。発行により、財務内容の優良品性をアピールすることができます。

#### 社債発行費を「発行年度に“全額”費用処理」することもできます

社債発行費、すなわち銀行や証券会社に対する取扱手数料等の“社債を発行するために支出した費用”を、全額、発生年度に費用処理する方法も認められています。(お手続きに関しましては専門家にご相談願います。)

# むさしのSDGs私募債「みらいのちから」制度要綱

項目	内容
1. 制度名	むさしのSDGs私募債「みらいのちから」
2. 対象私募債	銀行保証付私募債・保証協会保証付私募債(特定社債)
3. 対象企業	当行の私募債適債基準を満たす企業
4. 資金使途	運転資金・設備資金
5. 発行額	30百万円以上 500百万円以内(10百万円単位)
6. 期間	原則2年以上 7年以内(年単位)
7. 償還方法	満期一括償還方式または6か月毎の定時償還方式
8. 利息支払	年2回(半年毎)の後払い
9. 適用金利	固定金利
10. 保証料	所定の保証料がかかります
11. 手数料	所定の手数料がかかります
12. 担保	原則、無担保(ご相談に応じて担保をお願いする場合もございます)
13. 寄付・寄贈者	当行(当行からの寄贈であり、私募債発行企業さまの寄付金控除対象等には該当致しません)
14. 寄付・寄贈額	私募債発行金額の0.2%相当額
15. 寄付・寄贈先	<input type="checkbox"/> 埼玉県渋沢MIXイノベーション創出支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県(渋沢MIX運営委託企業)</li> <li>※県内における起業やイノベーションの伴走支援に資する事業に使用</li> </ul> </li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 教育機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆物品寄贈               <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育法上の学校(公立・私立は問わず)</li> <li>※原則、当行の営業エリア内に所在する幼稚園・小学校・中学校・高等学校、中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校等</li> <li>※教育に資する物品の寄贈のみ対象</li> </ul> </li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 地域振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○埼玉県文化振興基金</li> <li>○埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金</li> </ul> </li> </ul>
	<input type="checkbox"/> スポーツ振興 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○公益財団法人埼玉県スポーツ協会</li> <li>※寄付の窓口は埼玉県スポーツ協会となるが、事前に同協会の加盟団体を指定して寄付することが可能</li> </ul> </li> <li>◆物品寄贈               <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツ少年団等</li> <li>※原則、当行の営業エリア内に所在するスポーツ少年団等</li> <li>※活動に必要なスポーツ用品等の寄贈のみ対象</li> </ul> </li> <li>◆物品寄贈・金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○スポーツチーム等の団体</li> <li>※当行営業エリア内に所在するプロ・アマチュアスポーツチーム、スポーツ団体、スポーツ協会等、一定の活動実績があり、当行が認める先</li> </ul> </li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 社会福祉 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○SDGsの目標達成に取り組んでいる法人格を有する団体</li> <li>※一般法人・NPO法人・特定公益増進法人(社会福祉法人、日本赤十字社、独立行政法人、更生保護法人等)等</li> <li>※寄贈先が希望する場合は、活動に必要な物品等の寄贈を可とする</li> </ul> </li> </ul>
	<input type="checkbox"/> たすけあい(平和) <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○こども食堂・未来応援基金</li> <li>○埼玉県NPO基金(人権・平和)</li> </ul> </li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 環境資源 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆金銭寄付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○さいたま緑のトラスト基金</li> <li>○緑の募金</li> <li>○埼玉県農林公社</li> <li>○特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉</li> </ul> </li> </ul>

NEW

\*SDGs: 2030年までに国際社会が取り組むべき「持続可能な開発目標(保健、教育等17項目)」